

「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト」における 自走化戦略策定及びプロジェクトチーム運営業務 仕様書

1. 委託業務名

「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト」における自走化戦略策定及び
プロジェクトチーム運営業務

2. 目的

本事業は、佐賀が世界に誇る陶磁器を起点に取り組む「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）が佐賀県の事業として終了した後も、地域コーディネーターが中心となって持続的に自走できる体制を整えるため、地域の目指す姿を明確にし、その実現に向けた令和 11 年度までのアクションプランを戦略として整理することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

4. 業務内容

（1）自走化戦略等の策定

有田町を中心とした陶磁器関連市町（唐津市、伊万里市、嬉野市、武雄市。以下、事業エリアといいます。）の観光動向や地域資源を分析し、課題を整理したうえで、自走化戦略等を策定する。

ア. 観光動向の分析

インバウンド（富裕層を含む）のデータ収集及びニーズ調査を行い、事業エリアの観光動向を分析する。

（業務詳細）

- ・事業エリアのインバウンドの詳細分析
- ・富裕層インバウンドの現状分析
- ・富裕層インバウンドニーズ調査（海外エージェントへのヒアリング調査等を想定）

イ. 地域資源、受け入れ基盤の把握、分析

事業エリア内の点在する地域資源（ウリ）や受け入れ基盤（販売ルート、宿、交通、ガイド、デジタル等）について、市町や地元の事業者、観光協会等に聞き取り等を行い、現状を整理し、現状分析を行う。

（業務詳細）

- ・富裕層インバウンド誘致に資する事業エリアの地域資源（ウリ）の整理、分析
- ・事業エリアの受け入れ基盤の現状整理、分析

ウ. 地域課題の整理

ア、イの分析結果をもとに、地域課題を整理する。

(業務詳細)

- ・ア、イの分析を踏まえた地域課題の整理
- ・ARITA イノベーションチームへ課題の共有

エ. 目指すべき姿の具体化

本プロジェクトの目指すべき姿を具体化する。

(業務詳細)

- ・目指すべき姿の具体化とターゲットの整理
- ・ARITA イノベーションチームへ目指すべき姿とターゲットの共有

オ. 自走化戦略（案）等の作成

ARITA イノベーションチームとの協議を踏まえ、以下の戦略・計画案を作成する。

(ア) 自走化戦略

ア～エをふまえた地域課題を明確にし、目指す姿の実現に向けたプロセスや自走化（令和11年度）までのアクションプランをまとめる。

(イ) 九州陶磁文化館の拠点整備計画

本プロジェクトの実施に際し、九州陶磁文化館を文化観光ハブ拠点とするため、本プロジェクトの目指す姿を見据えた九州陶磁文化館の役割を明確化するとともに、役割を果たすために追加が必要な機能や館内の導線、改修に関するイメージペース等をアドバイザーの助言を受けたうえでまとめる。

※拠点整備計画をもとに来年度以降、改修に係る基本計画や設計を進めていく予定。

(ウ) デジタル導入計画

デジタル技術を積極的に活用し、インバウンドの受入環境を整えるため、事業エリア内のデジタル活用（例：キャッシュレス決済、オンライン予約等）の状況を整理するとともに、インバウンドのニーズを踏まえて受入環境の改善に繋げるための取組（例：デジタルガイドの導入等）やスケジュール等をまとめる。

(業務詳細)

- ・自走化戦略のコンセプト及びアクションプランの立案、自走化戦略（案）の作成
- ・九州陶磁文化館の現状と役割の整理、九州陶磁文化館の拠点整備計画（案）の作成
- ・対象地域内のデジタル関連の現状整理、デジタル導入計画（案）の作成

カ. ARITA イノベーションチームとの協議による自走化戦略（案）等の修正・策定

定例会・分科会を開催し、自走化戦略（案）、九州陶磁文化館の拠点整備計画（案）及びデジタル導入計画（案）を ARITA イノベーションチームへ共有するとともに意見交換を行う。定例会等で出た意見を踏まえ、調整のうえ、自走化戦略等を修正し、佐賀県と協議後、策定する。

※定例会を4回、分科会（拠点整備計画）・（デジタル導入計画）をそれぞれ4回想定

※初回の定例会（キックオフミーティング）は令和7年12月24日（水）を予定

（2）ARITA イノベーションチームの運営

佐賀県及び福岡県が指定する地域コーディネーターやアドバイザーにより構成される「ARITA イノベーションチーム」の事務局として、定例会・分科会の開催（日程調整や会場手配、資料作成、議事録作成、情報共有、意見集約等を含む）や個別相談等に伴い発生する謝礼及び旅費を支払う。また、必要に応じて有識者を招聘する。

ア. 地域コーディネーター（2名）

謝礼（2025年12月～2026年3月分） ※1日7時間、計30日間とする。

旅費（公共交通機関を利用した場合の実費相当額） ※県内2名を想定

イ. アドバイザー（4名）

謝礼（2025年12月～2026年3月分） ※1日7時間、計15日間とする。

旅費（公共交通機関を利用した場合の実費相当額） ※東京3名、福岡1名を想定

ウ. 有識者

謝礼 ※会議出席を4回とする。

旅費（公共交通機関を利用した場合の実費相当額） ※東京を想定

5. 委託料の支払い

原則完了払いとするが、受託者が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、佐賀県が必要と認める場合には、委託料を前金払いにより支払う。

6. 留意事項

- ・地域コーディネーター、アドバイザー及び有識者の謝礼及び旅費については、文化庁が定める「令和7（2025）年度（文化資源活用事業費補助金）公募要領（令和7年7月）」に記載の単価上限や補助対象外経費等をふまえて支払うこと。
- ・本業務は、文化庁補助金「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業」を活用するため、当該事業事務局との面談や指示、精算にかかる証拠書類の提出等について、適切に対応すること。特に、地域コーディネーターやアドバイザー、有識者に対する謝金、旅費の証拠書類（業務日報や領収書等）は整理しておくこと。
- ・本業務にかかる支払は、全て事業期間内に完了すること。
- ・本業務に關係する帳簿及び証拠書類について、事業の終了する日が属する年度終了後5年間（令和13年3月31日まで）は、文化庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう適切に保存しておくこと。
- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・委託業務の実施にあっては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

- ・突発的な打合せが発生した場合、対面または Web 等による打合せを速やかに実施できる体制で臨むこと。
- ・事業実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、本県へ提出すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、佐賀県と協議し、その指示に従うこと。

7. 著作権に係る留意事項

- ・本業務の実施による成果品は、画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。
- ・本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- ・本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら佐賀県観光課の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担において一切の処理を行うものとする。

8. プロポーザルの提案に係る留意事項

- (1) 本仕様書に記載の「4. 業務内容」については、受託後の業務を記したものである。
- (2) プロポーザルの提案時においては、公示資料の「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト概要（以下、「プロジェクト概要」という。）」をもとに、自走化戦略の素案を作成のうえ、提案すること。自走化戦略の素案作成にあたっては、以下の内容を留意すること。

ア. 【現状把握や分析について】※4 (1) ア、イ

仕様書に記載する分析項目に限らず、自走化戦略策定に必要と考える項目を設定すること。また、具体的に記載する場合は、把握できる範囲で現状をまとめ、分析を行い、把握・分析できない項目については、受託後に実施する調査手法を具体的に記載すること。

イ. 【地域の課題やターゲットについて】※4 (1) ウ、エ

地域の課題については、プロジェクト概要に記載の課題に限らず、考え得る課題を記載すること。また、ターゲットの整理については、視覚的にわかりやすく記載すること。

ウ. 【プロジェクトの目指す姿実現に向けたプロセスやアクションプラン】※4 (1) オ

プロセスの設定については、県が事業として実施を想定している5年後だけではなく、10年後を見据えたものとすること。

また、アクションプランについてはプロジェクト概要に記載の事業に限らず、新たに提案して良いこととする。

- (3) 自走化戦略等策定に係る実施スケジュール（令和7年度）及び業務実施体制を具体的に提案すること。なお、業務実施体制においては、責任者や担当者等の役割が明確にわかるように整理すること。
- (4) 同種又は類似の業務について、特にアピールしたい業務実績をまとめた資料を提出すること。
- (5) プロポーザルの提案時において、九州陶磁文化館の拠点整備計画の素案及びデジタル導入計画の素案の作成については求めない。